

建設

1 道路・街路整備

本市では、都市の均衡ある発展と安全かつ円滑な道路交通を確保するため、継続路線を中心とした幹線道路の整備を進めるとともに、交通安全施設の整備、既存道路の維持補修及び橋りょう補修を行っています。現在、市街地における都市計画道路事業について、平成27年度は、京都駅南口駅前広場・鴨川東岸線等の整備に取り組みました。

なかでも、建設局の重点取組路線である八条通及び竹田街道（京都駅南口駅前広場整備）については、平成25年7月に事業認可を取得し、平成27年2月に京都府内初の機械式地下駐輪場を供用するとともに、駅前広場の核となる拠点広場デッキや送迎ゾーンなどの工事を鋭意進め、平成28年3月に駅正面部を完成し、プレオープンしました。引き続き、平成28年12月のグランドオープンに向け工事を進めてまいります。

一方、道路事業は、市街地周辺部において、未改良区間の整備を行い、橋りょうについては、耐震補強と老朽化修繕を行っています。

平成27年度は、道路改良事業として一般国道162号（高雄改良）や京都広河原美山線（ニノ瀬バイパス）等、また、橋りょう整備事業として九条跨線橋、羽束師橋、宮前橋、御菌橋等の整備を行いました。

道路の現況

（平成27.4.1現在）

		延長 m	面積 m ²	改良率 ^{注4}		舗装率		歩道延長 (延べ延長)m
				延長 %	面積 %	延長 %	面積 %	
一般 国道	指定 ^{注1}	50,465	1,300,387	100.0	100.0	100.0	100.0	^{注2} 47,589
	指定外 ^{注1}	114,392	1,109,735	84.4	92.1	100.0	100.0	65,220
府道		428,310	4,247,543	67.4	85.6	95.3	98.6	252,054
	^{注3} [18,697]		[60,681]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[18,697]
市道		2,968,142	18,305,178	56.6	77.2	88.0	96.6	753,856
	^{注3} [26,846]		[114,800]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[26,846]
合計		3,561,309	24,962,843	59.4	80.5	89.5	97.3	1,118,719
	^{注3} [45,543]		[175,481]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[45,543]

注1 「一般国道」の「指定」は直轄国道、「指定外」は政令指定都市が管理する国

道のことをいう。

- 2 「一般国道」の「指定」の「歩道延長」は、歩道が設置された道路の延長であり、延べ延長ではない。
- 3 []の数字は、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路である。
- 4 「改良率」とは、主に幅員5.5m以上の道路を改良済とする、道路部の延長又は面積に対する割合をいう。

(1) 道路維持補修

現在、本市では、約3,200kmの舗装道の管理をしており、各土木事務所において、日常的な道路パトロールや市民の皆様からの御要望、御指摘を基に、適宜必要な補修を行うなど、適切な道路の維持管理に努めています。また、平成18年度から舗装点検を行うとともに、平成20年度には舗装維持管理支援システムの構築を行い、アセットマネジメント手法を取り入れた舗装の維持管理に取り組んでいます。

(2) 市民協働の取組を通じた公共土木施設の効率的・効果的な維持管理

道路・橋りょう・河川・公園などの公共土木施設について、ICTを活用した「みつけ隊（美しい京を守る応援隊）アプリケーション」を運用するとともに、市民との協働による維持管理に取り組んでいます。

(3) 私道整備助成制度

本市では、私道整備の助成制度を設けており、舗装の新設又は補修及び舗装工事に付帯する付属排水施設の新設又は補修の工事について、標準工事費の3/4の助成を行っています。

(4) 交通安全施設等整備事業

交通事故の防止を目的とした「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき、歩行者の安全確保のための歩道等の新設・整備、交差点改良、道路標識、防護柵及び道路照明灯等の交通安全施設の計画的な整備拡充を進めています。

(5) 橋りょう補修

本市では、約2,900橋にのぼる道路橋を維持管理しています。橋りょうの耐震補強と老朽化修繕を並行して効率的、効果的かつスピ

ード感を持って推進するため、平成23年12月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき対策を進めています。

(6) 道路のバリアフリー化事業

駅やその周辺の道路等の重点的なバリアフリー化を推進することを目的に、平成12年制定の交通バリアフリー法に基づく「京都市交通バリアフリー全体構想」を平成14年10月に策定し、重点整備地区として14箇所（山科，桂，烏丸，向島，嵯峨嵐山，京都，河原町，稲荷，京阪五条・七条（2箇所），東福寺，桃山御陵前，京阪藤森，伏見）を選定しました。

この14地区全てにおいて、基本構想及び道路特定事業計画を策定し、駅と駅前広場，その周辺施設（病院，福祉施設，教育施設等）を結ぶ経路について、バリアフリー化事業を順次進めています。

また、平成24年3月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想を策定し、新たに重点整備地区として10箇所（太秦，大宮，JR藤森，深草，西院，桃山，上桂，阪急嵐山・松尾大社（2地区），西大路）を選定したことから、この10地区においても、基本構想及び道路特定事業計画の策定を順次進めています。

【整備状況】

①整備済地区

山科（平成19年度完了），桂（平成20年度完了），向島（平成21年度完了），嵯峨嵐山（平成22年度完了）

②整備実施地区

烏丸，京都，河原町，稲荷，京阪五条・七条（2地区），東福寺，桃山御陵前，京阪藤森，伏見，深草

(7) 無電柱化事業

安全で快適な歩行空間の確保，緊急輸送道路等の確保等の都市防災対策及び都市景観の向上等を目的として、昭和61年から電線類の地中化工事を実施しています。

平成 16 年度からは，市内の幹線道路のほか，伝統的建造物群保存地区及び世界遺産周辺等の歴史的町並みの保全・再生がとりわけ必要な地域においても整備を進めています。

(8) 鉄道事業

ア 阪急京都線（洛西口駅付近）連続立体交差化事業

阪急京都線と桂駅南側で交差している山陰街道と久世北茶屋線では，踏切部での慢性的な交通渋滞により都市機能が阻害されていることから，連続立体交差化を行い，都市交通の円滑化や地域の活性化を図っていきます。

平成 19 年度に，阪急電鉄㈱と基本協定を締結して，連続立体交差化事業に着手しました。平成 25 年 10 月には，上り線（京都方面行き）の高架切替及び洛西口駅上りホームの供用を開始しました。平成 28 年 3 月には，下り線を高架に切り替え，全線高架化が完了しました。

イ JR 嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置事業

多彩な地域資源を有する京都駅西部エリアの中心部に JR 嵯峨野線の新駅を設置することにより，「住む」，「働く」，「遊ぶ」といった様々な側面から新たな人の流れをつくり，地域の活性化を図ります。

平成 27 年 2 月に JR 西日本と基本合意書を締結しており，平成 31 年春の開業を目指し，平成 28 年度から新駅設置工事に着手する予定です。

ウ JR 奈良線 高速化・複線化第二期事業

JR 奈良線（京都駅から木津川駅までの 34.7km，うち京都市域 9.4km）の高速化・複線化事業は，市内の主要な交通結節点である JR 京都駅と京都府南部地域を結ぶ広域鉄道網の充実，並びに JR 奈良線沿線住民の利便性の向上を図ることを目的としており，平成 13 年に第一期事業（8.2km，うち京都市域 5.0km）を完了しています。

第二期事業（14.0km，うち京都市域 4.4km）については，京都府，関係市町（京都市，宇治市，城陽市，木津川市，井手町，宇治田原町）及び JR 西日本との間で平成 25 年度に基本協定書を締結しており，

平成 34 年度の開業を目指し、平成 28 年度から複線化事業に着手する予定です。

(9) 広域幹線道路網の整備促進

広域幹線道路については、本市と他都市を結ぶだけでなく、関西空港等へのアクセスをはじめ広域交通の軸となる高速道路網と有機的に連携し、かつ市内の通過交通を排除するとともに、本市に関わる中長距離交通の適切な分担を担うものです。

ア 京都高速道路

京都高速道路は、本市を取り巻く広域幹線道路と市内の各地域を有機的に連絡し、市内の慢性的な交通渋滞の緩和や定時走行の確保による交通の円滑化、社会経済活動の活性化を促すとともに、京阪神都市圏の一体的かつ均衡のとれた発展に寄与するものです。

計画 5 路線のうち、新十条通と油小路線が事業化され、阪神高速道路(株)により事業が進められ、平成 20 年 1 月には油小路線（直線区間）5.5km が開通し、平成 20 年 6 月には新十条通 2.7km が開通しました。新十条通の西橋 0.1 km を含む油小路線の 1.9km の区間については、油小路線（斜久世橋区間）として、本市（街路事業）と阪神高速道路(株)（有料道路事業）が連携を図り、整備を進め、平成 23 年 3 月に開通しました。

イ 第二京阪道路

第二京阪道路については、京都・大阪間を結ぶ広域幹線道路の一つとして、一般国道 1 号の交通混雑の解消を図るとともに、沿道地域の環境改善、地域整備の促進及び交通サービスの向上を図ることを目的として計画された道路です。

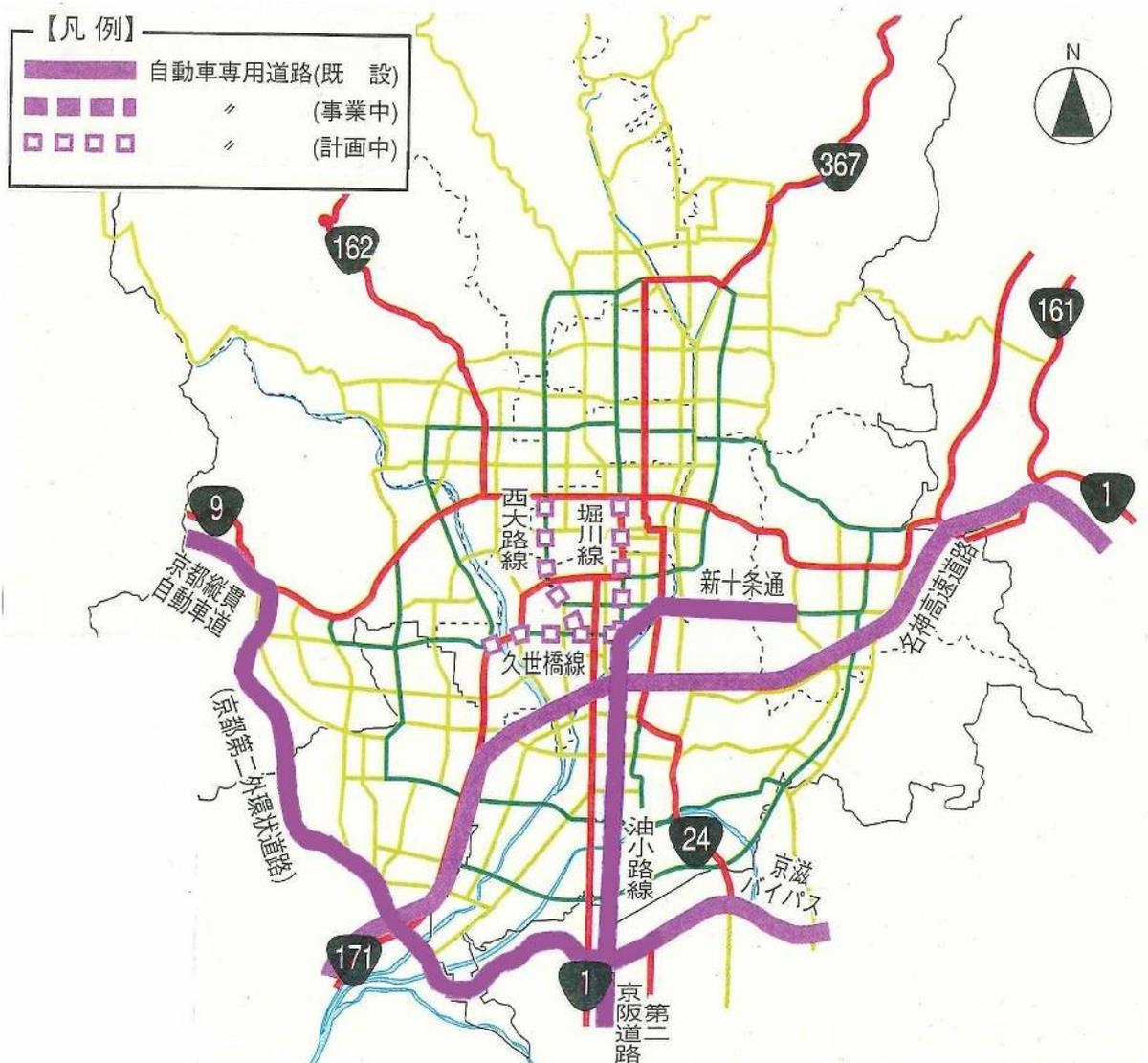
国土交通省及び西日本高速道路(株)が主体となって建設が進められ、平成 22 年 3 月に枚方東 IC～門真 JCT 間が完成したことにより、全線（阪神高速 8 号京都線接続部～門真 JCT 間）が開通しました。

ウ 京都第二外環状道路

京都第二外環状道路は、京滋バイパスと京都縦貫自動車道（京都丹波道路）を結ぶ京都都市圏の環状道路として、本市中心部を通じる一

般国道1号及び9号等の放射状の幹線道路を相互に連絡させることにより，市内に流入する自動車交通を分散させ，交通渋滞の解消，都市機能の向上及び沿道地域の発展に資することを目的として計画された道路です。国土交通省及び西日本高速道路㈱が事業主体となって建設が進められ，平成15年8月に，久御山IC～大山崎JCT間が供用を開始し，同年12月には，大山崎ICが供用を開始しました。平成25年4月には，大山崎IC～沓掛IC間の開通により，全線（久御山IC～沓掛IC間）が開通しました。

広域幹線道路網等計画



2 自転車政策

平成 27 年 3 月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、自転車のみえる化をキーワードに、自転車走行環境、ルール・マナー、自転車駐輪環境、自転車観光、健康・福祉など自転車関連施策に取り組み、総合的な自転車政策を推進しています。

(1) 自転車走行環境の整備

自転車が走行しやすい空間整備に向けて、平成 28 年度に「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」を策定し、当ガイドラインに基づき、重点地区から順次整備を進め、幹線道路と細街路を含めた面的なネットワーク化を図ってまいります。

(2) 自転車の安全利用の推進

自転車のルール・マナーを周知・徹底するため、交通安全教室やイベント、自転車安全利用促進啓発員による自転車マナー啓発活動及び京都府警察等と連携した街頭啓発などを実施しています。平成 27 年 2 月に「京都市自転車安全利用推進企業制度」を立ち上げ、企業を核とした市民参加型の安全利用を推進するとともに、平成 28 年 1 月から、安全教育や自転車保険等について基本方針を定めるため、「ルール・マナーのみえる化検討部会」を開催し、議論を行っています。

(3) 自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場については、駐輪需要や地域特性を踏まえたうえで、行政と鉄道・バス事業者、民間事業者等が積極的に連携・協力する協働の取組により、整備を進めています。

また、京都市自転車等放置防止条例に基づき、自転車利用者の目的先である対象施設設置者に自転車駐車場の設置義務を課し、駐輪環境の向上を図っています。

(平成 28. 3. 31 現在)

区分	箇所数	収容台数 (台)
本市関連の自転車等駐車場	157	自転車等 42,741

※本市関連の自転車等駐車場には、京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の活用、市有財産の占用物件等を含む。

(4) 放置自転車等対策（啓発及び撤去）

自転車放置防止啓発及び撤去強化区域等での自転車等の即時撤去の実施により、路上等における自転車等の放置の解消と自転車等の利用マナーの向上に取り組んでいます。

また、「京都市自転車等放置防止条例」を改正し、平成27年7月1日から「自転車等撤去強化区域」を大幅に拡大し、撤去を強化しています。

3 放置自動車対策

自動車の放置は、市民の生活安全、都市景観及び都市機能等に様々な問題を生じさせています。本市は、市民・事業者の皆様と一体となって放置しない、させない取組を進め、「世界一美しいまち、歩いて楽しいまち・京都」の実践を目指しています。

4 駐車場

本市では、円滑な自動車交通に寄与するために整備した駐車場について、指定管理制度を導入のうえ、運営管理を行っています。

(平成28.3.31現在)

区分	箇所数	収容台数（台）
市営駐車場	11	バス 118
		普通乗用車 1,835

※本市営駐車場については、都市計画局の所管である醍醐駐車場を含む。

5 公園・緑地整備

本市は、三方を緑の多い山に囲まれ、市街地には社寺等が散在していることから、大都市の中では自然の風光に恵まれています。

都市公園は、市民生活にいきいとうるおいをもたらす空間であり、また、健康増進やコミュニティ形成の場、災害時の避難場所としても、重要な施設であるため、公園・緑地の整備の推進を図っています。

(1) 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進

本市では、かけがえのない京都の緑をこれからも守り、増やし、緑あふれるまちづくりを進めるために、「京都市緑の基本計画」を平成22年3月に策定するとともに、中期的な視点から緑化の目標や将来像を設定する「第1次京（みやこ）のみどり推進プラン」を平成23年5月に策定し、施策の進行管理を行い、基本計画に掲げられた施策の確実な進捗に努めています。

(2) 緑化施策

本市では、民有地の緑化を推進し、緑あふれる良好な都市環境を形成するとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象を緩和することなどを目的に、個人や事業者が、所有地や所有する建築物の壁面、屋上において、樹木の植栽等の緑化を実施される際に、本市が設置費用等の一部を助成する「京のまちなか緑化助成事業」を実施しています。

また、「京都市緑の基本計画」に掲げる基本方針の1つである「市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり」に関する事業として、以下の事業に取り組んでいます。

- ・ 本市のシンボルロードである御池通を、四季折々の草花などを身近に楽しむことができる「四季の花ストリート」とするため、平成21年度から、企業や団体の協賛を受けて「御池通スポンサー花壇」を設置しており、合計102基の花壇を沿道市民との協働により維持管理を行っています。
- ・ 平成22年度から、「花の名所」づくりを目指して、結婚、誕生などの慶事を迎えた市民や、設立記念、祈念事業などをされる企業団体に費用の一部を負担いただき、公園等に花木を植樹いただく「京都市記念植樹奨励事業」を実施しています。
- ・ 平成23年度から、市民がまちなかで目にする緑を増やし、緑の豊かさを実感できるよう、公共敷地や公共建築物などにおいて、市民意見を基に緑化を行う「市民公募型緑化推進事業」を実施しています。

(3) 梅小路公園の再整備

梅小路公園は、平安建都 1200 年記念事業の一つとして整備した総合公園であり、平成 7 年の開園以降、都市における貴重なオープンスペースとして市民に親しまれています。

平成 20 年度に新たな公園施設として民間事業者から「水族館」及び「鉄道博物館」の整備提案がなされたことを契機に、総合公園としての機能をより充実させるため、事業内容の公益性等を十分考慮した上で、民間事業者の知恵、資本及び経営手法を活かしながら再整備を進めています。

平成 23 年度は、本市により防災トイレの整備や放送設備の充実、広域避難場所の拡大を行うとともに、公園への交通アクセス向上を図るため、民間事業者による大型バスや自転車駐車場等の整備を行いました。

平成 24 年 3 月には、京都水族館が開業し、多くの市民や観光客により賑わいが増しています。また同年 12 月には、J R 西日本から平成 28 年春頃に新たに鉄道博物館を開業する計画が発表されました。

これらを契機に、同公園を更に魅力的な空間とするため、平成 25

年度には、本市において同公園を拡張し、2 つの広場を新設しました。新広場では、子どもが伸び伸びと遊べ、大人も楽しめくつろげるよう、大型遊具やカフェの設置、市電車両の展示等の他、両広場の間を最新鋭の蓄電池を動力源とする車両に改良したチンチン電車を走行させています。

平成 28 年 4 月には、京都鉄道博物館が開業しました。京都鉄道博物館は、展示面積と展示車両の数では他都市の施設と比べても国内最大級の鉄道博物館となります。

これにより梅小路公園は、庭園や緑はもとより水族館や鉄道博物館という施設が公園全体にでき、子どもから大人まで楽しくくつろげる空間として、更なる魅力の向上が期待されています。平成 31 年春には

七条通付近に J R 新駅の開業も予定しており、梅小路公園は更なる活性化の好機を迎えます。

(4) 街区公園等の整備

街区公園は子どもたちの安全な遊び場を確保し、住民に憩い、コミュニティ及びレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難場所として緑豊かな都市環境を生み出しています。

平成 27 年度は、幡枝石清水公園（旧 洛北第三 4 号公園）、向島東公園、和泉ポンプ場公園（仮称）、本町公園、午塚公園の設計や整備を行いました。また、上調子公園等の老朽化したブランコの更新に取り組みました。

(5) 公園の維持管理

平成 28 年 3 月末現在、建設局が所管する 891 公園の清掃や除草・修繕等の維持管理は、北部及び南部のみどり管理事務所による作業、公園愛護協力会による清掃・除草作業及び業務委託（清掃作業を月 1～2 回、除草作業は年 1～2 回）を組み合わせて実施しています。

また、公園樹木は、緑を増やすという方針のもと、剪定作業は、隣接民家等への影響を配慮しながら、3～5 年のサイクルで行っています。

*** 公園愛護協力会**

公園の除草・清掃・公園愛護思想の普及、指導・管理、軽易な日常管理など公園の円滑な運営に協力することを目的として、地元の自発的な意思により結成されたボランティア組織

- ・ 結成数：662 団体（平成 28 年 3 月末現在）

(6) 街路樹の育成管理

建設局が所管する街路樹（道路附属物）は、平成 28 年 3 月末現在、高木（樹高 1m 以上のもの）約 50,100 本、低木（樹高 1m 未満のもの）約 932,000 本を所管しており、樹木の剪定、除草、害虫駆除等について、専門業者に委託する等、適切に育成管理を進めています。

また、除草作業は、年に 2～3 回、剪定作業は、樹種によりおおむね年に 1 回又は 2 年に 1 回、その他に分けて実施しています。

＊ 街路樹サポーター制度

街路樹やその周辺において、清掃等の簡易な維持管理や緑化に取り組む市民団体を「街路樹サポーター」に位置付け、本市から一定の支援を行う制度

- ・ 取組内容：灌水，落ち葉回収，害虫被害等の情報提供等
- ・ 認定団体：98 団体（1,893 名，平成 28 年 7 月 29 日現在）

(7) 街路樹の整備

京都市緑の基本計画では、「道路の緑の整備」を掲げ、街路樹を整備することで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する「水と緑のネットワーク」や「風の道」の形成，災害時の避難路の強化などを図るとともに、「花と緑豊かな歩いて楽しいまちづくり」に取り組んでいます。

・ 道路の森づくり

低木植栽のみとなっている道路の中央分離帯に可能な限り，新たに高木を植栽し，都市緑化及び二酸化炭素の吸収源対策の推進を図り，「環境モデル都市・京都」にふさわしい「道路の森づくり」を目指します。

・ 花の道づくり

緑の少ない南部地域や観光地周辺で，街路樹のない歩道における花木の新植や，街路樹の花木への転換を行うことで，京都の四季を感じることを図る，「花の道づくり」を進めています。

(8) 公園の現状

(平成28.3.31現在)

種 別		箇所数	面積 (㎡)	備 考	
市 営 公 園	住区基幹公園	街区公園	822	1,111,759	
		近隣公園	32	559,639	一乗寺, 岩倉南, 朱雀, 二条, 山科中央, 殿田, 東吉祥院, 上鳥羽, 唐橋西寺, 西院, 東大丸, 三栖, 伏見, 淀城跡, 深草西浦南, 鳥羽離宮跡, 下鳥羽, 新林池, 境谷, 福西, 竹の里, 牛ヶ瀬, 東野, 東向, 向島東, 竹田, 光徳, 御陵, 桂坂, 上桂, 岩倉東, 向島中央
		地区公園	6	348,969	船岡山, 吉祥院, 小畑川中央, 大蛇ヶ池, 勸修寺, 伏見北堀
		小 計	860	2,020,367	
	都市基幹公園	総合公園	2	318,948	岡崎, 梅小路
		運動公園	10	838,594	西京極, 桂川緑地, 久世橋西詰, 宇治川, 横大路, 久世橋東詰, 桂川緑地離宮前, 桂川緑地久我橋東詰, 桂川緑地上野橋東詰, 伏見桃山城
		小 計	12	1,157,542	
	特殊公園	風致公園	3	102,057	円山, 東山山頂, 長神の杜
		交通公園	1	21,338	大宮
		墓 園	1	31,068	深草
		小 計	5	154,463	
	大規模公園	広域公園	1	627,407	宝が池
	都 市 林		1	1,339,783	大原野
	広 場 公 園		1	1,822	梅屋
	都 市 緑 地		15	179,999	村松緑地, 北緑地, 南緑地, 西緑地, 東緑地, 岩倉緑地, 新京極六角, 改進中央緑地, 長刀鉾緑地, 吉田山緑地, すりばち池緑地, 修学院緑地, 一乗寺緑地, 大仏殿跡緑地, 日野緑地
緑 道		11	236,777	東山自然緑地, 淀緑地, 桂坂緑地, 桂坂第二緑道, 桂坂第三緑道, 桂坂第四緑道, 桂坂第五緑道, 桂坂第六緑道, 桂坂第七緑道, 桂坂第八緑道, 陵ヶ岡みどりの径緑道	
計		906	5,718,160		
府 営 公 園	住区基幹公園	地区公園	1	37,000	伏見港
	都市基幹公園	総合公園	2	169,144	嵐山東, 洛西浄化センター
	特殊公園	風致公園	1	105,730	嵐山
	大規模公園	広域公園	1	373,800	鴨川
	計		5	685,674	
都市公園 (市営・府営公園) 計		911	6,403,834		
条 例 設 置 公 園		3	66,170	京北運動公園, 宇津峡公園, 京北森林公園	
国 民 公 園		1	651,077	京都御苑	
都 市 公 園 ・ 国 民 公 園 計		915	7,121,081		

6 浸水防除対策

本市では、これまで10次にわたる治水五箇年計画及び平成24年3月に策定した「京都市河川整備方針」に基づく事業の実施によって、既成市街地及び周辺部の浸水箇所の解消など一定の成果を得ていますが、本市の都市基盤河川の整備率は全体事業計画に対して61.3%（平成27年度末時点）という状況です。さらに、近年ひん発する局所的集中豪雨や都市化に伴う治水安全度の低下傾向から、一層の治水事業の推進が必要となっており、平成25年10月に、過去に浸水履歴がある河川のうち対策が必要な普通河川8河川を対象として「普通河川整備プログラム」を策定し、河川改修等の対策を推進しています（平成27年6月までに、3河川が対策完了済み。）。

また、準用河川及び普通河川の本市管理河川について、計画的で持続可能な河川維持管理の実現を目指し、京都市河川維持保全基本計画を平成28年3月に策定しました。この基本計画に基づき、平成28年度から各河川の点検を実施し、点検結果を基に各河川の特性を把握したうえで、計画的かつ効果的な維持管理を実施していきます。

引き続き、河道対策、貯留や浸透による流出抑制等、総合的な治水対策事業を推進するとともに、高瀬川再生プロジェクトなどの水辺環境整備事業に積極的に取り組むなど、計画的かつ効果的な河川整備に努めています。

排水機場については、都市基盤河川、都市下水路、普通河川等の流末に位置する京都市南部地域において、放流河川である宇治川や桂川等との高低差が少なく、降雨時に河川（本川）からの逆流防止及び内水やたん水を強制排水する必要があるため、日常の点検整備や老朽施設の「排水機場長寿命化修繕計画（平成27年4月策定）」に基づく計画的修繕を実施し、安定して的確に稼働するよう維持管理しています。

また、平成28年4月から排水機場集中監視システムとして、集中管理センターを洲崎排水機場に設置し、市内の11排水機場の状況を24時間体制で監視、水位や降雨状況を把握し、早期の初動態勢を整えています。

これにより、近年多発する局地的集中豪雨などによる急激な水位上昇等の突発的な状況にも的確に対応することを可能としています。

河川の現況 (平成28.4.1現在)

区 分	河川数	延長 (m)
一般河川 (直轄区間)	5	42,179
一般河川 (指定区間) (うち都市基盤河川改修事業施行により、本市が府との管理協定により機能管理を行う区間)	53 (18)	318,270 (29,875)
準用河川	31	49,993
普通河川	291	438,512
合 計	380	848,954

7 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域、又は新たに市街化しようとする地域において、土地の区画形質を整え、道路、公園、その他の公共施設の整備・改善を行い、良質な都市空間の形成を図る事業です。

本市における土地区画整理事業は、大正末期に外郭循環路線の建設及び市街地の整備を目的として施行したのに始まります。現在、旧市街地周辺部に見られる整然とした街区は、ほとんど土地区画整理事業により形成されたものです。

現在までに、市街化区域面積 14,987ha において、3,733.3ha の土地区画整理事業が完成しており、施行中の 459.7ha を合わせると、4,193.0ha が整備されることとなります。これは市街化区域面積の約 28%に相当し、市街地整備の代表的手法である土地区画整理事業は本市のまちづくりに大きく貢献しています。

(平成 28. 4. 1 現在)

施行者／法分類	施行済		施行中		計	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
京都市	31	1,990.2	6	450.6	37	2,440.8
組合	47	1,577.0	1	9.1	48	1,586.1
都市再生機構	1	17.1	—	—	1	17.1
共同・個人	17	149.0	—	—	17	149.0
計	96	3,733.3	7	459.7	103	4,193.0

現在、市施行が 6 地区（伏見西部第三，伏見西部第四，伏見西部第五，上鳥羽南部，崇仁北部第一※，崇仁北部第二※），組合施行が 1 地区（桃山東第二地区）の合計 7 地区で土地区画整理事業が行われています。※ 都市計画局所管

なお、本市の東南，宇治市との行政界に隣接する地区において組合施行で行われている桃山東第二地区土地区画整理事業については，平成 28 年 10 月 21 日に換地処分を行い，事業の完了を予定しています。

8 市街地再開発事業

都市再開発法による市街地再開発事業は，既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため，建築物の共同化，高層化による防災機能の強化を図るとともに，併せて，道路，公園等の公共施設を整備する事業です。

本市は，これまで京都駅南口地区，山科駅前地区及び太秦東部地区において事業を実施し，現在は各地区における施設の維持管理に努めています。

市街地再開発事業の概要

地区名	施行面積	再開発施設	施行期間
京都駅南口地区	約 2.2ha	アバンテイ（ホテル、店舗、アバンテイ響都ホール等）	昭和 55 年度～58 年度
山科駅前地区	約 2.8ha	ラクトA（ホテル、店舗等）、ラクトB（百貨店、量販店、ラクト健康・文化館、分譲住宅等）、ラクトC（医療機関、金融機関、分譲住宅、生涯学習総合センター山科等）ラクトD、（アミューズメント施設、オフィス等）	平成 3 年度～11 年度
太秦東部地区	約 0.9ha	右京区総合庁舎、右京地域体育館、右京中央図書館、交通局庁舎、店舗、分譲住宅等	平成 15 年度～20 年度

（注）太秦東部地区は、土地区画整理事業との一体的施行である。